

議第 66 号

富士市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 6 月 13 日提出

富士市長 小長井 義正

# 富士市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)  
(条例 第 号)

富士市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成11年富士市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第18条の2第1項」を「第18条の3第1項」に改める。

第16条の3第1項中「次に掲げる子」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児である子で、満6歳に達する日後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの」に改め、同項各号を削る。

第18条の3を第18条の4とする。

第18条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第18条の3とする。

第18条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、富士市職員の育児休業等に関する条例（平成4年富士市条例第4号）

第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
  - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
  - (3) 富士市職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
  - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の富士市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議第 67 号

富士市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する  
ものとする。

令和 7 年 6 月 13 日提出

富士市長 小長井 義正

# 富士市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)  
条 例 第 号

富士市職員の育児休業等に関する条例（平成4年富士市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第3項」を「第19条第6項」に、「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第21条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第22条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間）

第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の

区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間  
(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第23条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第24条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第24条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

本則に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等）

第25条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第26条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

#### 附 則

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、本則に2条を加える改正規定は、公

布の日から施行する。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の富士市職員の育児休業等に関する条例第22条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議第 68 号

富士市税条例の一部を改正する条例制定について

富士市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 6 月 13 日提出

富士市長 小長井 義正

## 富士市税条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日  
条 例 第 号)

富士市税条例（昭和61年富士市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第8条中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第20条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第27条第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第28条の2第1項第3号及び第28条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第28条の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第28条の3第1項中「者に限る。」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第25条の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第25条の2 令和8年4月1日以後に第100条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第100条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第101条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第102条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第100条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第101条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第101条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第25条の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

(2) 第6条及び第8条の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日  
(公示送達に関する経過措置)

第2条 改正後の富士市税条例（以下「新条例」という。）第6条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第20条及び第27条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第27条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第28条の2第1項第3号及び第28条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものと除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第28条の2第1項の規定は、令和8年1月1日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第27条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第28条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき改正前の富士市税条例（以下「旧条例」という。）第27条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第28条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第28条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第28条の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第28条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第25条の2に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、富士市税条例第100条の2第1項の壳渡し又は同条第2項の壳渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第102条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第25条の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 富士市税条例第102条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第25条の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第25条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議第69号

富士市立小規模保育事業所の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市立小規模保育事業所の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年6月13日提出

富士市長 小長井 義正

富士市立小規模保育事業所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)  
条例第 号

富士市立小規模保育事業所の設置等に関する条例（平成29年富士市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

富士市立南小規模保育事業所	富士市横割5丁目10番1号	11人	を
---------------	---------------	-----	---

」

「

富士市立南小規模保育事業所	富士市横割5丁目10番1号	11人	に
富士市立森島小規模保育事業所	富士市森島160番地の1	19人	

」

改める。

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。

議第70号

富士市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例の一部を改正する条例制定について

富士市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年6月13日提出

富士市長 小長井 義正

富士市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)  
条例第 号

富士市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例（昭和55年富士市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「が課せられているとき（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号の2及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税が課せられないこととなるときを除く。）」を「の額（控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）によつて計算された所得税の額をいう。）が零とならないとき」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に受けた療養に要した医療費に係る助成金については、なお従前の例による。

議第71号

富士市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年6月13日提出

富士市長 小長井 義正

富士市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(令和　年　月　日)  
条　例　第　号)

富士市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年富士市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号中「23万8,060人」を「22万9,910人」に改め、同項第3号中「11万9,750立方メートル」を「11万90立方メートル」に改め、同条第4項第2号中「5,344ヘクタール」を「5,379ヘクタール」に改め、同項第3号中「20万3,700人」を「17万7,300人」に改め、同項第4号中「3,852ヘクタール」を「4,189.54ヘクタール」に改める。

別表第3中「広見東本町」の次に「、一色」を、「大野新田」の次に「、大野」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第72号

富士市駐車場条例の一部を改正する条例制定について

富士市駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年6月13日提出

富士市長 小長井 義正

## 富士市駐車場条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)  
条例第 号)

富士市駐車場条例（昭和45年富士市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 別表の規定にかかわらず、富士市水戸島元町駐車場における料金は、当分の間、次表のとおりとする。

富士市水戸島元町 駐車場	最初から50分まで	無料
	50分を超えて、1時間40分まで	200円
	1時間40分を超えて、7時間30分まで	200円に、1時間40分を超過した時間につき50分までごとに100円を加算した額
	7時間30分を超えて、24時間まで	1,000円
	24時間を超えた場合	1,000円に、24時間を超過した時間につき50分までごとに100円（24時間までごとに1,000円を限度とする。）を加算した額

### 附 則

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に富士市水戸島元町駐車場に自動車を入場させ、同日以後に出場させた場合における当該自動車に係る駐車料金の額は、改正後の附則第2項の表の規定により算出する。